

京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業実施要項新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(申請資格)</p> <p>第4条 フェローシップ事業への申請資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。</p> <p>(1) 優れた研究能力を有し、研究に専念できる環境を希望する者であること。</p> <p>(2) フェローシップ事業募集年度の4月1日において、大学院博士課程に在籍し、次のいずれかの区分に該当する者であること。</p> <p>イ～ハ } (略)</p> <p>(3)～(5) } (略)</p> <p>2</p> <p>(後 略)</p>	<p>(申請資格)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) フェローシップ事業募集年度において、大学院博士課程に在籍し、次のいずれかの区分に該当する者であること。</p> <p>イ～ハ } (同 左)</p> <p>(3)～(5) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、令和3年6月1日から施行する。</p>